

## 船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第22号	
事故等種類	火災	
発生日時	平成20年11月20日 07時30分ごろ	
発生場所	徳島小松島港内（和田ノ鼻灯台から真方位252° 2,600m付近）	
事故等調査の経過	平成21年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 第1共 <sup>きょうえい</sup> 栄丸、14.07トン 船舶番号、船舶所有者等 T02-2458（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	機関室の電路、側壁、天井、機器及び操舵室の航海計器などが焼損	
事故等の経過	本船は、漁場に至り、僚船とともに網を引きながら操業中、平成20年11月20日07時30分ごろ、機関室の電路から出火し、初期消火ができないまま、同室の側壁や天井に延焼したほか、操舵室にも炎が及び、航海計器などが焼損した。 本船は、自力で発航地に帰港し、消防車の放水で鎮火したのち、平成21年秋を目処に廃船処分とすることが決定された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 機関室内の電気配線の絶縁が低下して過熱発火した可能性があると考えられる。 機関室電路の絶縁抵抗が定期的に計測されていれば本事故を回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が徳島小松島港内で操業中、機関室内の電気配線の絶縁が低下したため、配線被膜が過熱発火したことにより発生した可能性があると考えられる。	